

AYLA HOUKAGO PARTNER

# 令和8年度 障害児通所支援の 在り方

～説明のできる支援～





**生きていることに意味がある**  
**心健やかであることに意味がある**  
**楽しみが生きる原動力になる**

こどもは今が一生続くと思っているが、世界はもっと広いんだと伝えたい



# 研修の目的



- 放デイの社会的役割を説明できる
- 支援方針の「根拠」を言語化できる
- 子どもの権利・尊厳を守る支援が分かる
- コンプライアンスを「怖いもの」ではなく「支援を守るもの」と理解する

「説明できる職員」になるための研修



**支援**

**施設理念**

**発達の正しい理解**

**ガイドライン**

**児童福祉法・こどもの権利条約**





# 放課後等デイサービス の社会的役割 ～本人支援～

# こども施策の基本 理念等へのとおり

特別な支援や配慮を要するこどもであるか否かにかかわらず、権利行使の主体としてのこども自身が、**ウェルビーイングを主体的に実現していく視点**を持ってこどもとその家族に関わらねばならない。

身体的

精神的

社会的

ウェルビーイングとは、「**その子がその子らしく、安心して生きられる状態**」と考えます。

# 自分らしく安心できる状態とは？

# こどもの最善の利益の保障

●児童福祉法第1条では、**こどもの権利条約の精神にのっとり**、こどもが家族や社会の支えを受けながら自立した個人として自己を確立していく「主体」として尊重されなければならないこと、第2条では、**社会全体がこどもの意見を尊重し、その最善の利益が優先して考慮されるべき**ことが規定されている。

●こどもの権利条約第12条において、「**自由に自己の意見を表明する権利**」が定められている。その「意見」は、原文（英語）では「view(s)」と表記されており、意見が聴取される権利に関する児童の権利委員会一般的意見第12号（2009年）において、**言語化された意見のみならず、遊びや身振り、絵を含む非言語のコミュニケーション形態への認識と尊重が必要**とされています。

# 支援概念



ウェルビーイングの向上：最終目的



今の育ちの  
充実を図る観点

将来の社会参加  
を促進する観点

二次障害を  
する観点

エンパワメント：  
支援の姿勢・アプローチ

合理的配慮：  
支援の実装・具体化

家族支援

移行支援

地域連携

# 本人支援の5領域



将来、日常生活や社会生活を  
円滑に営めるようにするためのもの

障害のあるこどもが健やかに育っていくための方法

健康  
生活

運動  
感覚

認知  
行動

言語  
コミュニケ  
ーション

人間関係  
社会性

5領域（=本人発達への支援）

様々な体験を積み重ねる中で、相互に関連を持ちながら達成に向かう<sup>10</sup>

# 療育施設で提供されること

## 発達の視点

伸びゆくもの、伸ばしていく視点

## 発達特性の理解と配慮

よりよい成長・発達のための環境

手立て

評価

評価

## 4つの基本活動

1. 日常生活の充実と自立支援のための活動
2. 多様な遊びや体験活動
3. 地域交流の活動
4. こどもが主体的に参画できる活動



# ①日常生活の充実と 自立支援のための活動

こどもの発達に応じて必要となる日常生活における基本的な動作や自立を支援するための活動を行う。こどもが意欲的に関わられるような遊びを通して、成功体験の積み増しを促し、自己肯定感を育めるようにする。将来の自立や地域生活を見据えた活動を行う場合には、こどもが通う学校で行われている教育活動を踏まえ、その方針や役割分担等を共有できるよう、学校と連携を図りながら支援を行う。

## ②多様な遊びや体験活動

遊び自体の中にこどもの発達を促す重要な要素が含まれていることから、挑戦や失敗を含め、屋内外を問わず、自由な遊びを行う。また、体験したことや、興味を持ったことに取り組みめることは、新たにやってみたいと感じる機会につながることから、多様な体験の機会を提供していく。こどもが望む遊びや体験、余暇等を自分で選択しながら取り組むことができるよう、多彩な活動プログラムを用意する。その際には、個別性に配慮された環境やこどもがリラックスできる環境の中で行うことができるよう工夫することが重要である。

## ③地域交流の活動

障害があるがゆえにこどもの社会生活や経験の範囲が制限されてしまわないように、地域の中にこどもの居場所をつくりながらこどもの社会経験の幅を広げていく。他の社会福祉事業や地域において放課後等に行われている多様な学習・体験・交流活動など地域資源も活かして、遊びや体験の機会を創出していくとともに、ボランティアの受入れ等により、積極的に地域との交流を図っていく。こうした取組は、こどもにとって、地域そのものが安全・安心な居場所となることにもつながる。

## ④ こどもが主体的に参画できる活動

こどもとともに活動を企画したり過ごし方のルールをつくったりするなど、こどもが主体的に参画できる機会を設け、こどもが意見を表明しやすい環境づくりを行いながら、こどもとともに活動を組み立てていく取組を行っていく。その際には、こどもの意思を受け止めつつ、一人一人の個別性に配慮するとともに、こどもに寄り添いながら進めていくことが重要である。こうした取組は、こどもにとって自分自身が権利の主体であることを実感するとともに、こどもの権利を守ることにもつながる。



# 今の育ちの充実

# 今の育ちの充実を図る観点

「今の育ちの充実」 = 子どもが“今日”を安心して、満たされて生きられていることであり、将来の準備ではありません。“**今のこともとしての時間を大切に**する視点”です。障害児支援はどうしても、将来の自立、社会参加、スキル獲得に意識が寄りがちです。すると、訓練中心になったり、改善対象が増えたり、評価することが増えていきます。**目の前にいるこどもは「将来の大人」ではなく、今を**生きているこどもです。こどもの基本的欲求が満たされ、充実して遊び、安心を感じながら今日を健やかに過ごすことができる状態は、将来に向かう上で重要なことです。

# 今の育ちの充実を図る上で①

①**安心して過ごせること**：こどもの発達には安心が土台です。

②**楽しい・満たされる経験**：発達においてポジティブ感情は燃料です。楽しそうだから「やってみたい」、その経験から学び、それが成長になる。楽しさは支援の敵ではなく、発達のエンジンとなります。食事・排泄と同じくらい、こどもにとって遊び・学習は繰り返されていく必要があります。

③**成功体験・自己肯定感**：できた、認められた、任されたという経験。

# 今の育ちの充実を図る上で②

④**発達過程の理解**：こどもが本来どう育つか支援者がわかっている。

⑤**生活の連続性**：こどもの生活は放課後等デイサービスだけではない。そこでうまく過ごせることだけが全てではないし、そこで見せている姿（起きている出来事）がその子の全てではない。

⑥**生育歴**：どう育ってきたか。どう関わられてきたか。年齢に相応しい困難を乗り越える上で、心のレジリエンスに必要な絶対的安心感は養われてきているか。

# マズロー欲求の5段階説から考える

自己実現欲求

承認欲求

社会的欲求

安心・安全の欲求

生理的欲求

◆自己肯定・有能感

できた！認められた！役に立った！  
失敗できる・挑戦できる・回復できる

◆自己肯定・有能感

できた！認められた！任せられた！  
失敗できる・挑戦できる・回復できる

◆所属・つながり

受け入れられている・否定されない・居場所がある・仲間がいる

◆安心・予測可能性

「基本的な安全感」を得る。  
危険・不安がない。

◆身体・感覚の安定

食事、睡眠、呼吸、姿勢、痛みや不快感  
疲労、感覚過敏・鈍麻

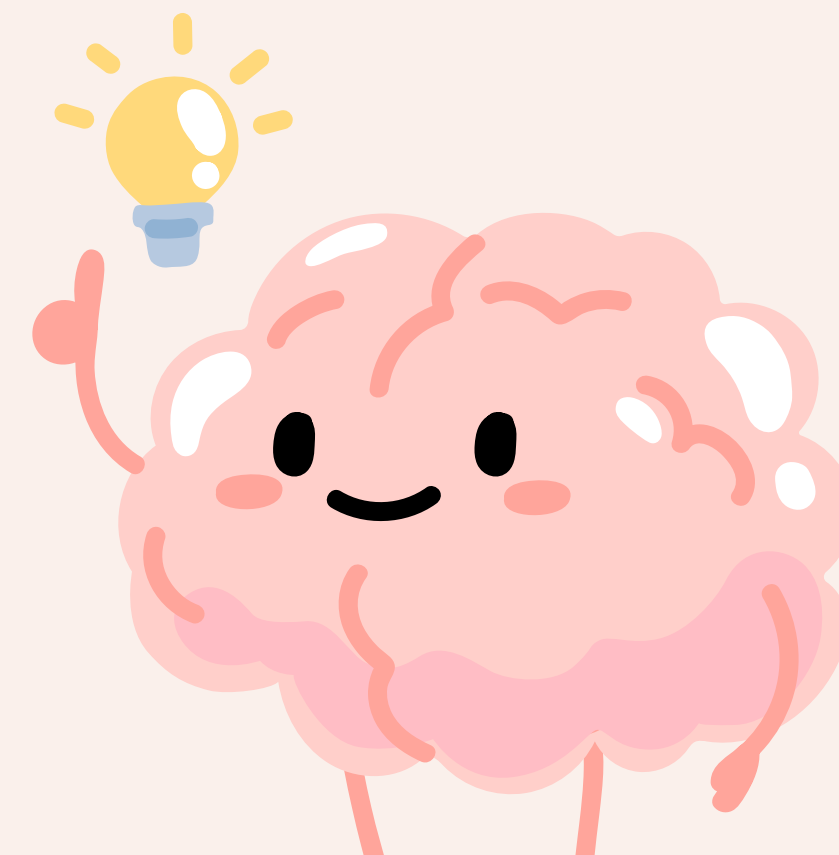
# 感情を育てるかわりをしよう



身体的な安心安全  
(脳幹)



感情を感じる  
(大脳辺縁系)



思考して伝える  
(大脳新皮質)

こどもの感情を育てる上では、まず感情を理解する、感情を知ることは絶対的なスタートになります。ですが、小さなお子さんや発達障害のお子さんはそもそも身体的な安心安全を感じにくい感覚特性等を持っているため、やはりアセスメントとしては「そこから」見ていく必要があります。



# 社会参加の促進

# 将来の社会参加を促進する観点

社会参加の促進 = こどもが将来、**社会の中で“役割”を持って生きていけるようにすること**。ガイドラインで目指しているのは、将来の「**適応**」ではなく「**参加**」という考えです。社会に合わせて生きるという考えよりも、**社会の一員として関わり生きること**を意味しています。適応を中心にすると、指導・注意・修正等、できない所を直す支援になりがちです。こどもは怒られたり失敗経験が増え、「**できない子**」という自己認識がついてしまい、社会を「**怖い場所**」と感ずることでしょう。放課後等デイサービスではその一員としてこどもが認められることで、自然な参加を促します。

# 社会参加に必要な力①

①**人と関わる力**：助けを求める・断る・相談する・気持ちを伝える・・・これがないと社会参加は難しいです。つい受け入れる側に立ったスキルを求めてしまいがちですが、その前段階で、その子自身が受け止めてもらった経験は不可欠になります。

②**自分で選べる力**：社会は選択の連続です。何をするか、どうするか、意見を確かめられ、自分で決める経験は重要です。

③**役割を持つ力**：役割があるから所属感が生まれ、意欲や自己肯定につながります。役割がないと孤立感や不安が強まります。

# 社会参加に必要な力②

④**自己理解**：得意・苦手や好き嫌いを知ること、疲れやすさに気づくこと、困り方を説明できること。自分を知ることによって他者理解も深まり、社会的文脈の理解につながります。

⑤**コミュニケーション**：助けを求めたり、相談したり、気持ちを伝えること。必要なサポートを受けながら生きることとも言えます。その上でコミュニケーションは不可欠になります。

⑥**自己調整（感情・行動）**：自分の感情を自分で対処できること。

# こどもの社会参加とは

## ① 家庭での参加

- 家族の一員として関わる
- 手伝い・役割・身支度
- 会話・意思表示

## ② 学校での参加

- 授業や活動への参加
- 学校生活への参加
- 友達関係

## ③ 地域での参加

- 公園遊び
- 習い事や余暇の充実
- 買い物や公共施設の利用

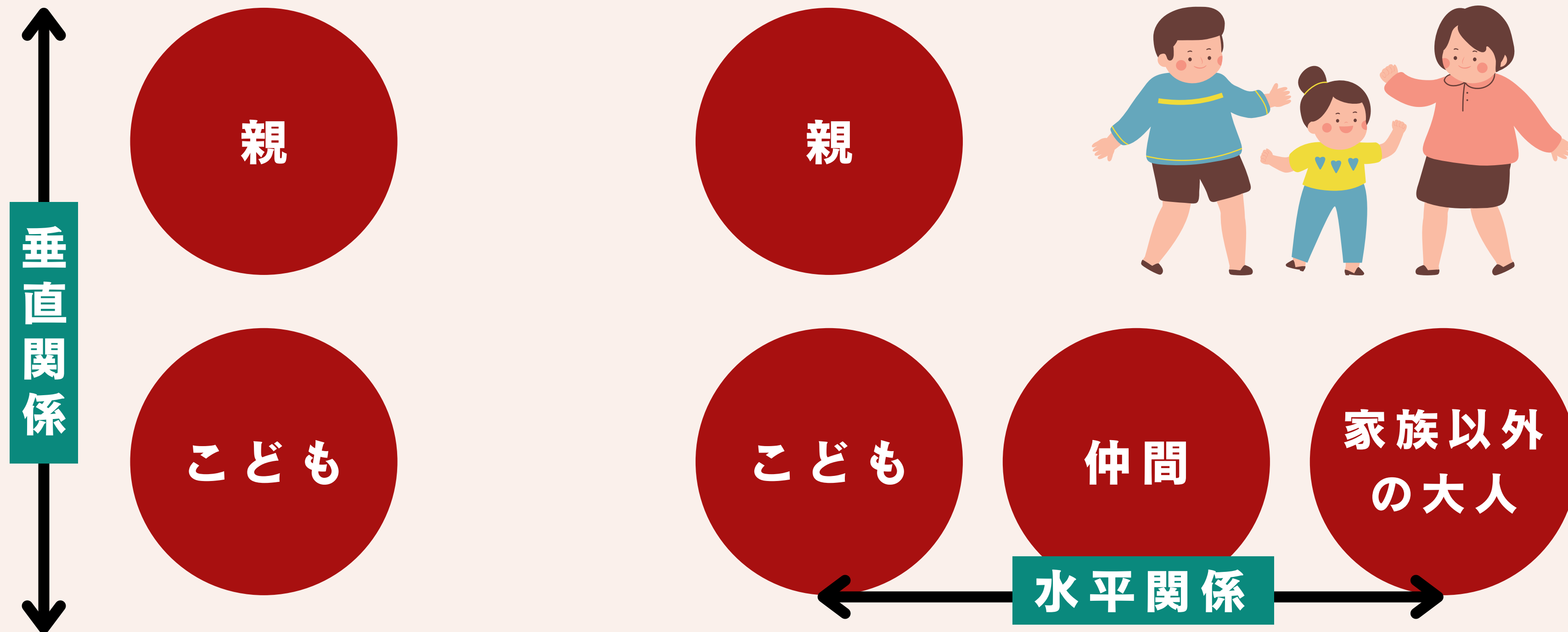


## ④ 対人関係への参加

- 友達関係・大人との関係
- グループ活動
- 社会参加＝人との関わり



# 学童期以降、変化するこどもの人間関係



大人社会に適応するためのプログラムが学童期

# これは「社会参加」？



社会参加とは  
「同じ場にいる」から  
「同じ気持ちを感じる」  
へと向かう  
発達の積み重ね



# こども同士が共に過ごし育つ姿



対等な友達としての関係

場所と時間と経験の共有

“心の共有”

＋必要な支援<sup>0</sup>

# 共有が育つことから

共有の種類	子どもの姿	発達領域	つまずきやすい困りごと	支援のポイント	社会参加との関係
場所の共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同じ部屋にいられる</li> <li>・ 集団活動の場に滞在できる</li> <li>・ 活動を眺められる</li> </ul>	安心・感覚調整・情緒の安定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 騒音や人混みがつらい</li> <li>・ 不安で離席する</li> <li>・ 活動前から疲れてしまう</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境調整（刺激量）</li> <li>・ 見通し提示</li> <li>・ 安心できる大人の存在</li> <li>・ 滞在できたことを評価</li> </ul>	同じ社会空間に「存在できる」
玩具の共有（物の共有）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 順番を待てる</li> <li>・ 貸し借りできる</li> <li>・ 同じ遊具で遊べる</li> <li>・ ルールのある遊びに参加できる</li> </ul>	社会性・自己抑制・ルール理解・実行機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 順番待ちでトラブル</li> <li>・ 取られたと感じて怒る</li> <li>・ ルール理解が難しい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 視覚化（順番カード等）</li> <li>・ 小集団活動・成功体験を積む</li> <li>・ 待てたことを強化</li> </ul>	同じ活動に「参加できる」
経験の共有（心の共有）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一緒に笑う・喜ぶ</li> <li>・ 「見て！」と伝える</li> <li>・ 協力して達成感を味わう</li> <li>・ 友達との関係が生まれる</li> </ul>	共同注意・情動共有・対人関係・間主観性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一人遊び中心</li> <li>・ 他者への関心が薄い</li> <li>・ 関わりが続かない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共同活動（協力遊び）</li> <li>・ 成功体験の共有</li> <li>・ 感情の言語化</li> <li>・ 達成感の共有</li> </ul>	仲間として「関係が生まれる」

# 発達支援のイメージ

今までを、どう生きてきて

これからを、どう生きていくのか

家族・地域とともに



# その先に、二次障害の防止

二次障害とは、発達特性そのものそのものではなく、環境・関わり・経験によって後から生じる困難のことをいいます。

領域	二次障害の例	起こる背景
情緒	自己肯定感の低下	叱責・失敗体験の積み重ね
行動	暴言・暴力・不登校	理解されない経験
社会	対人不信・孤立	仲間関係の失敗体験
精神	不安・抑うつ	「できない自分」の固定化
学習	学習性無力感	頑張っても成功しない経験

私たち**支援の介入**は、その関わりのすべてが二次障害の防止に繋がっていると考えられます。

# 行動学習の履歴を知る

思い通りにならず自分の頭をたたく

医学的  
要素

障害特性  
生来的な要素  
= 本人の意思で直せない

気質

生まれながらにもつ  
本人らしさ  
= 直す必要がない

行動の  
学習

環境によって  
作られていった個の部分  
= 環境調整ができる



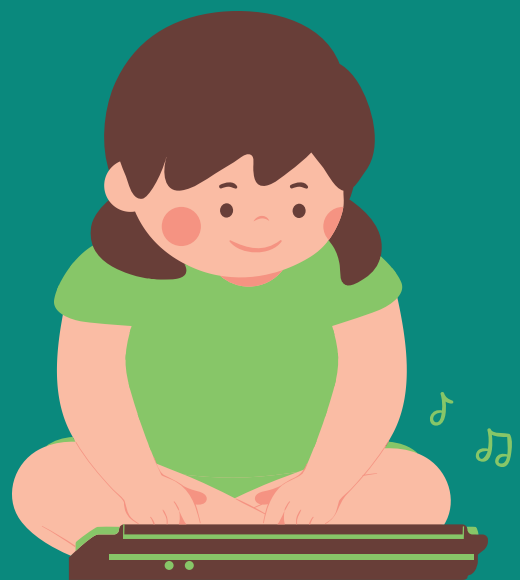
# 家族支援



**「我が子の障害」の受容と  
「障害のある我が子」の受容  
似ているようでまったく違う段階を  
それぞれのペースで経ていく**



# ナラテイブごと 受け止める



# ナラティブアプローチ

ナラティブ (narrative) は、日本語では「物語」、「語り」、「声」などと表現されます。保護者と、子どもをまんやかにした支援方針について話し合う上で、家族のこれまでの歩みについて掘り下げていくことはとても大きな意味があります。一見、支援に直接関係ないと思う話でも、支援者が問いかけ、保護者が自らを語る中で、**保護者がこだわっている「大きな物語」を見つけ出す**ことができます。それをキツカケに、何となく壁があると感じていた部分についても保護者が語り始め、ずっと大切に抱えて手放すことができなかった「大きな物語」を保護者自ら乗り越える力となっていくのです。

# 善悪で判断しないことが必要

保護者にはさまざまな事情があり、困難を抱える背景は一律ではありません。こうしたリスクを一人の職員の判断に委ねるのは危険であり、必ず複数の職員・関係機関で共有し、協議して対応することが原則です。そこで重要になるのが「**非審判的態度**」です。これは、**保護者を善悪で裁かず、ラベルを貼らずに向き合う姿勢**を指します。支援者がジャッジをしてしまうと、信頼関係が崩れ、支援そのものが成立しなくなります。非審判的態度を保ちつつ、リスクがあれば複数対応の原則で行動することが、専門職としての基本的な態度です。

# 家庭環境・生育歴の聞き取り

本人の表面化している困りごと

本人の特性

環境

合理的配慮（環境調整・構造化）

# 必要な支援・資源 地域とつなぐ





# 移行支援

”

「学校では起こりません」  
「学童では何も言われません」  
それってヒトツナさんだけで  
起きていることですよね？



# 社会参加の観点からみた環境の違い

障害のある子どもは、周囲の配慮によってトラブルを避けてもらえる場面が少なくありません。学校や地域の中で「困らないように」「嫌な思いをしないように」と、周囲が先回りして関係の摩擦を減らしてくれることがあります。このような環境は一見すると安心で安全に見えますが、社会参加という観点では大きな課題があります。なぜなら、**社会の中で生きていくためには人と意見が違う経験、ぶつかる経験、失敗する経験、そして関係を修復する経験が不可欠**だからです。配慮されすぎた環境では、トラブルが起きない代わりに、**社会生活に必要な力を実際に使う機会が少**なくなります。

困難に出会ったとき  
どう乗り越えるかを  
経験から学ぶこと



# 配慮されすぎた環境では経験できない

どう気持ちを伝えるか、どう折り合いをつけるか、どう謝るか、どう再び関係を作るか・・・社会生活に必要な力を実際に使う機会が少なくなります。つまり「**困らない環境**」は、同時に「**学ぶ機会が少ない環境**」でもあるのです。一方で、放課後等デイサービスは「小さな社会」としての役割を持っています。そこでは子ども同士が関わり、時には意見がぶつかり、トラブルが起こることもあります。しかし重要なのは、**放デイではそれらが放置されない**という点です。支援者が間に入り、子どもが理解できる形で状況を整理し、気持ちを言葉にし、解決の方法を一緒に学んでいきます。

# できるかぎり自然な社会参加の中で

放デイは、「安全に失敗できる場所」「支援付きで人間関係を練習できる場所」と考えることができるでしょう。社会に出れば、誰もが完全に配慮してくれるわけではありません。だからこそ、子どもが社会に出る前に、支援のある環境の中で対等な関係を経験し、衝突や失敗を学びに変えていくことが、移行支援やインクルーシブな社会につながっていきます。インクルーシブは、ただその場に適應することではなく、その場の一員として役割を持ち参加すること。対等な関係であるということになります。社会参加の促進とは、**トラブルを起こさないことではなく、トラブルを乗り越える力を育てること**なのです。



# 法令順守

# コンプライアンスの3本柱

- ① **制度を守る（制度遵守）**：法律・基準・報酬ルール  
指定基準、人員配置、記録・個別支援計画、加算要件等
- ② **子どもの権利を守る（権利擁護）**：福祉の本質部分  
虐待防止、身体拘束適正化、意思尊重、プライバシー保護等
- ③ **信頼を守る（説明責任）**：社会・保護者との関係  
記録、事故報告、苦情記録、情報公開等

# 法定化事項①

<p><b>虐待防止</b></p>	<p>①虐待防止委員会の定期的な開催及び結果の従業者への周知徹底（年1回）          ②定期的な研修の実施の義務化（年1回以上）          ③虐待防止のための責任者の設置          ・委員会や研修を定期的に適切に実施するため</p>	<p>・虐待防止委員会規程          ・虐待防止指針          ・チェックシート          ・委員会議事録</p>
<p><b>身体拘束適正化</b></p>	<p>①身体拘束適正化委員会の定期的な開催及び結果の従業者への周知徹底（年1回）          ②定期的な研修の実施の義務化（年1回）          ③身体拘束等の適正化のための指針の整備</p>	<p>・身体拘束適正化の為の指針          ・委員会議事録</p>
<p><b>感染症蔓延防止</b></p>	<p>①感染対策委員会の定期開催及び結果の従業者への周知徹底（3か月1回以上）          ②指針の整備          ③定期的な研修・訓練の実施          ・研修→年2回以上(厚労省のマニュアル・動画の活用可)          ・訓練→年2回以上(演習等を実施。机上及び実地での実施が望ましい)</p>	<p>・感染症蔓延防止の指針          ・訓練実施記録          ・研修実施記録</p>
<p><b>安全管理</b></p>	<p>①安全計画の策定          ・事業所設備の定期的な安全点検（最低学期ごと）          ・マニュアルの策定、共有          ②児童・保護者への安全指導等          ③実践的な訓練や研修の実施          ④再発防止の徹底</p>	<p>・安全計画（本計画）          ・点検表          ・訓練実施記録          ・研修実施記録</p>
<p><b>BCP</b></p>	<p>①業務継続計画の策定の義務化（感染症及び災害に係る業務継続計画）          ②定期的な研修・訓練の実施の義務化          ・研修→年1回以上          ・訓練→年1回以上(演習等を実施。机上及び実地での実施が望ましい)          ③業務継続計画の定期的な見直し</p>	<p>・業務継続計画（本計画）          ・訓練実施記録          ・研修実施記録</p>

## 法定化事項②

<b>ワムネット登録</b>	開業後に案内される情報公開システムへの登録を行います。 未実施の場合減算対象となります。	—
<b>支援プログラム公表</b>	ホームページへのプログラム公表及び指定権者への報告が必要です。	—
<b>事業所評価</b>	年1回、保護者評価、自己評価による事業所評価を実施し、ホームページなどで結果を公表します。例年、年度末までに公表、報告まで済ませる事がありますので	—

# 日本一の 療育施設になるう

